

**平成20年4月1日から
「その他プラスチック」の分別収集がスタートします。**

(1) 「その他プラスチック」とは、どんなもの？

商品を入れたり（容器）、包んだり（包装）する容器包装プラスチック以外の『プラスチック製品そのもの』をいいます。文具や日用品などそれ自体を利用するプラスチック製品が対象となります。

「その他プラスチック」として収集に出せるもの

- ・プランター、植木鉢
- ・バケツ、ポリタンク
- ・衣装ケース
- ・おもちゃ、玩具
- ・食器類
- ・ハンガー

(2) 「その他プラスチック」の出し方

①袋に入る大きさの『その他プラスチック』

- ・袋に入る大きさのプラスチック製品は、『燃やせないごみ・資源ごみ』（透明袋・青字）の指定袋を使用します。

②袋に入らない大きさの『その他プラスチック』

- ・袋に入らない大きさのプラスチック製品は、そのまま集積所に出してください。

(3) 「その他プラスチック」として出せないもの

- ・塩化ビニール製品（ビニールトタン、雨どいなど）
- ・FRP製品（サーフボード、テニスラケットなど）

※不明な点は出す前に電話にてお問い合わせください。

(4) 出す際の注意点

【収集場所】

『粗大金物』を出している集積所を使用します。
朝8時30分（厳守）までに出してください。

【収集回数】

『粗大金物』の収集地区ごとに年3回の収集を行います。

- ・量のわりに軽いので、風の強い日などは集積所からとばされないように注意してください。
- ・商売、事業によって排出されたプラスチックは『産業廃棄物』となりますので、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。